

お気軽にご利用ください。

〈対象児童〉…千葉市内在住・満3ヵ月～就学前児童(保育所に入所している児童は除く)

こんな時、便利なのが 「一時保育」・「特定保育」です。

一時保育



冠婚葬祭

育児疲れ

看護・介護



災害・事故

急病・入院



◎主に緊急・一時的に利用

育児疲れ、保護者の疾病、入院、通院、けが、看護、介護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事参加などのとき。

利用区分	原則1ヵ月あたり7日を限度とします。			
利用時間	月～金曜日：午前8時から午後5時まで			
	土曜日：午前8時から午後0時30分まで			
利用料金 (月額)	1	3歳未満：2,200円	半	3歳未満：1,100円
	日	3歳以上：1,200円	日	3歳以上：600円

特定保育



◎パート就労等を主に、年間を通して継続的に利用

断続的に週2～3日のパート就労、通学、職業訓練、看護、介護、定期的なボランティア活動などのとき。(申請をした曜日でのご利用となります)

利用区分	1年間の利用期間において週2日・週3日の2とおりとなります。			
利用時間	月～土曜日：午前8時から午後5時まで			
	時間外保育：午後5時から午後6時まで			
利用料金 (月額)	週 2 日	3歳未満：18,300円	週 3 日	3歳未満：26,100円
		3歳以上：9,400円		3歳以上：13,500円
時間外保育	3歳未満：3,000円			
	3歳以上：1,900円			

一時保育・特定保育の〔申込み方法〕

- ①申込み場所：希望する保育所(園)
 - ②持参するもの：●母子手帳 ●健康保険証(写)
●特定保育を必要とする保護者の状況を証明するもの(就労証明等)
 - ③提出する書類：●一時・特定保育申込書 ●アレルギーがある場合は、治療証明書
●個人調査票 ●就労証明書(特定保育を利用する児童のみ)
●入所前健康調査票(特定保育を利用する児童のみ)
●生活保護世帯は生活保護受給証明書(写)
- (ご利用の前に提出していただけます。)

★「一時保育」「特定保育」ともに生活保護世帯の場合、利用料金は無料です。